
今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！

日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース

第41号（2014年6月8日）

3月26日に太田 修共同代表の証 人尋問実現！控 訴審判決は7月 25日に決定！

目次

- 1頁 経過報告と判決呼びかけ
- 2-5頁 3月13日の報告集会
- 6-7頁 3月26日の報告集会
- 7-9頁 追加開示について
- 10-12頁 財務省の開示について

日韓会談文書開示請求第3次訴訟控訴審は、去る3月26日に弁論終結、結審となり、来る7月25日（金）午後4時から、東京高裁809号法廷で判決言い渡しとなりました。

3月13日の小野啓一外務省北東アジア課長の証人尋問後、裁判所の申し出により、急遽、原告側が申請していた太田修証人を3月26日に行うことになりました。

3月13日の小野課長の尋問では、開示不開示の判断基準のあいまいさが浮き彫りになりました。その結果として、3月24日に外務省は小野課長尋問で追及された文書の一部について、追加開示を決定しました。昨年10月11日の東京地裁判決を受けて、国側が厳選して控訴したはずの文書を追加開示せざるをえなくなったわけです。この流れを、ぜひ、昨年の地裁判決をさらに推し進める高裁判決へとつなげていきたいと思えます。

日韓会談文書開示請求第3次訴訟控訴審判決言い渡し

2014年7月25日（金） 午後4時～ 東京高裁809号法廷
※終了後、弁護士会館1002号室で記者会見&総括集会を開催予定です。

3月13日控訴審第3回口頭弁論報告集会での発言

東澤靖弁護士

相手は百戦練磨の官僚ということで、もともと議論に入って何かを明らかにできるという証人ではなかったのので、どれだけ事実を引き出すのかということに焦点を当ててやった。我々の予想を越えて長く答えをするという技術を身に着けていたようで、予定していた質問が最後までできず、追い詰めきれなかったところもある。それでもいくつかは向こうが認めたくないことを認めさせたという点があると思う。

私のところでは総論的なところということでやらしていただいたが、これは外務省の中で情報不開示の決定がどういうシステム、どういうことを考えてやられているのか。そういう中で外交交渉上の不利益が一方でありながら本来は外務省自身の基準によって様々な公益的な要素を比較衡量して考えなければいけない。その時々事情、時の経過とか歴史研究にとっての必要性とかそういうことをどう制度的に衡量するシステムができているのかということを知るのが最初の点だ。

結論としては、よく分からない、ということだ。北東アジア課として相談しながら決めていきますというが、その際の基準といったものはどうなっているのか。「おそれ」があるというだけでは足りない、それが法的に保護するに足りる「おそれ」でなければいけないと、外務省自身の基準の中では言っている。そういう基準を持っているのかということを知り出そうとしたが、「個々の文書についてはありますが、言えません」という



回答で、基準そのものは明らかにならなかった。最後のところで裁判長が「個々のものを積み上げていくのか」と聞いていたが、結局のところ外務省がどういう基準でそれを判断しているのかということも出てこない。我々としてはそれをもって外部に示されるような明確な基準もなしに恣意的に判断しているんだと主張していくことになるだろう。

もう一つのポイントは、日朝関係の話だ。日朝の今後の外交交渉にどう不利益があるのかということだが、ここでも主尋問のときには隠していたことがいくつかあった。たとえば日朝平壤宣言。あそこで約束したことはどうなるのか。そもそもあれは約束なのか。今後北朝鮮が韓国がやったように金額を積み上げてやってくるのか。そういった点について彼が主尋問で語らなかったことを聞いていった。

斉藤義浩弁護士

総論を前提にして一個一個の文書の歴史的なことを聞いていくのが私の担当だが、主尋問では大きなところをメインにしていたので、かなり絞ったところを聞いていった。文化財の選別の問題で返還する理由があれば返す、なければ返さない、といった部分。過去の政府高官の発言が今の日韓関係にどう影響があるのかといった部分。日韓だけではなくアメリカとかと非公開の約束があったかどうかといった部分。「非公開約束」ははっきり言ってなにもなかったと言える。ロシアやポルトガル等関係する部署に相談したと言っていたが、プロセスとしてはかなりあいまいだ。また、隠しているのが10文字とか2～3行とかというところがあるからいくつかあるので、そのうち1つだけ聞いてみたが、かなり答えを引き延ばされてしまった。

張界満弁護士

これまでもかなり開示されてきて、開示内容を見てもかなりの内容が開示されているので、控訴審に入っているが相当程度文書公開の目的は達成されているのではないかな

と思う。先ほど証人の小野課長が、一審のあとで判決の指摘を受けてもう一回精査してそれで追加で開示しましたと言っていた。玄葉外務大臣が外務省の職員は頑張ったと言っていたが、もう一步精査できなかったのか、という指摘を2点した。その一つが河合文庫の官府記録目録。これが全部不開示になっている。一方、不開示になっていて開示になった文書に河合文庫全体の目録がある。その中に同じものと思われるものがある。陳述書では韓国で開示された文書に同じものがないと言っているが、日本で同じものがないか探す努力が足りないと思うので、そこは努力してくださいという指摘だ。もう一つは七書大全というもので中身は分かっている。前後から文書名と冊数くらいしか書かれていないのに未だに不開示にしている。

吉澤文寿共同代表

高官の発言が日韓関係にどういう影響を与えるのか。今の日韓関係は別に文書公開の結果悪くなっているわけではない。そういう部分で不開示部分を隠す理由はないということは確認できたのではないか。それからこの部分が開示されることによってどういう「おそれ」があるのかということについて、外務省の説明で裁判所は納得しているのか。私が裁判長だったらかなりあやしいんじゃないかなという印象を持った。

太田修共同代表

小野証人が陳述書でかなり強調していることは、我が国が交渉上不利益を被ることがあるから日韓会談文書は公開しないということだ。特に日朝交渉を想定してそこに大きな影響があるので公開しないということを強調している。

この考え方には二つの意味で大きな問題がある。一つは不利益ということはどういうことかと言うと、日本側が韓国側あるいは北朝鮮側に対して過去の植民地支配、戦争の期間に限って言えば、補償しないということ、文化財の問題でいえば返還しないという

ことが我が国の利益になる。逆に補償を行ったり、文化財を返還したりすることが不利益にあたるんだというように書かれているように私には読めた。それは、現在日本で共有している1995年の村山談話で侵略・植民地支配を日本は反省する立場に立っている。そういう立場に立っているのであれば、我が国の不利益が補償しないとか、文化財を返還しないとかということにはならないと思う。

もう一つは民主主義を軽視した考え方だ。過去の事実を市民に明らかにした上で、色々過ちもあつただろう、冷戦状態等の制約もあつただろう、植民地支配の問題について当時の日本の官僚がまともに考えていなかったことがあつただろうが、そういうものをすべて明らかにした上で、その上に立った上でこれからの新しい関係を築いていく、あるいは日朝交渉をおこなっていくということが民主的な外交だと思う。そうであるはずなのに、過去の事実を隠した上で、こっそり外交交渉をこれからもやっっていこうとする。それは非民主的な外交と言わざるを得ない。

李洋秀事務局次長

国側の質問でも小野がいいようにはとても感じなかった。大事なことは、一審判決を得た控訴審であるが、大事なことは、判決文でインカメラがなく日本の法制度が整備できていないということが触れられていたのに、そういう話が彼の観点からは何もなかった。40年経とうが100年経とうが秘密にするものは秘密にするんだという感じで、特定秘密保護法も作られるというとんでもない逆行した状況があるが、今回勝訴した部分を武器にしてかちとっていかなければならない。河合文庫と言っても小野本人も実物を知らないし、文書も大正とかそういう時代のもので隠す必要などまったくない。外務省としては自分たちは特権階級で見せなくてもいいんだという姿勢から全く変わってない。我々は少しずつ打ち破ってきているけども、根本的な発想は変わっていない。

3月26日控訴審第4回口頭弁論報告集会での発言

斉藤義浩弁護士

前回張弁護士がやった文化財のところの文書がぞろぞろと追加開示で出てきたので、もっと早く出せばよかったのにと私も思う。控訴審でも外務省も五月雨式に出してきているので、残っているものがどれくらい隠していることに後世の検証として価値があるのかよくわからないが、それなりのところはみなさんのご協力もあって、外務省も多少は観念して出してきたのではないかと見ている。判決はどうなるか分からないが、これまでこちらが勝ってきた部分がひっくり返るような流れではなさそうに思う。一審判決自身、あそこまで丁寧に見て判決が書かれたことをよかったと思っている。それが維持され、附帯控訴の部分で少しでもいい結果が出ればいいと思う。

東澤靖弁護士

約1年半控訴審をやってきて、ようやく結審・判決を迎えることになった。裁判の一つの成果は、訴訟を通じてこの間、一審判決後に数次にわたって開示がなされてきたという事実がある。これは間違いなく求める会の運動の成果だと思う。ただ、成果が今どこまで来ているかということは誰もわかっていない。どこかのところで何が開示されて



何が明らかになり、何が残っているのかを明らかにして、現状を評価する作業がどうしても必要になる。

それから控訴審での前進として、国側が考えていることと我々市民が考えていること、これをきちんと法廷の中に出すことができた。前回の小野証

人はなるべくはっきりしたことを言わないようにという戦術をとっていた。一方、こちら側の太田証人の考えは非常に一貫したものだ。日本が現在とっている立場、植民地支配は不当だった、戦争は反省している、それを追及していくのだったら、日本の国益としてきちんと隠さないで開示して、そして信頼関係を高めていこうではないか、という話だ。

情報公開と言う問題を通じて、この問題だけではなくて、日韓関係、日朝関係、この問題をどういう風に我々は取り組んでいくべきなのか。政府が言うように、どうでもいいことを「手の内」だとか言って隠し回るのがいいのか、あるいは、もうちょっとストレートに物事に向き合おうということなのか、そういったことがこの裁判を通じて最後に明らかになったところではないかと思う。

太田修共同代表

今日の証言では二つの点を述べた。植民地支配、戦争の責任の問題については正面突破ということで答えた。もう一つは民主主義の問題。民主的な外交とはどういうことなのか。これまでの公文書を全部開示した上で、その上に立って、外交、あるいは行政を行っていくというのが、民主主義と言うことなのではないかということ。五月雨式に開示されて、今後も開示されるかもしれない。これを今後の補償問題、植民地支配清算の問題にどういようにつなげていくかということが課題になると思う。

2014年3月追加開示文書について

吉澤文寿

2014年3月24日に追加開示された12の文書について紹介する。今回の追加開示は大

きく二つのテーマに関するものである。

第一に文化財の目録である。「河合文庫中官府記録目録」（文書番号 385、以下「385」と記す）、「文化財保護委員会本間氏との会見報告」（583）、「韓国関係文化財調査に関する打合」（584）、「東洋文庫の所蔵の韓国書籍について」（587）、「寺内文庫現状」（1116）などである。この中には今年3月13日に行われた証人喚問で、張界満弁護士が証人の小野啓一外務省北東アジア課長に追及した衛夫人七書の内容も含まれている。ただし、これらは河合文庫、東洋文庫、蓬左文庫、寺内文庫など、実際に所在地を訪問すれば入手可能な情報ばかりである。それでもなお、国会図書館所蔵朝鮮関係書名リスト（583）や京都大学文学部陳列館所蔵韓国出土遺物リスト（584）などは開示されていない。

第二に竹島／独島領有権問題に関連するものである。「日韓国交正常化交渉の記録（竹島問題）」（910）、「同（第7次会談の開始と基本関係条約案イニシヤアル）」（1127）、「後宮アジア局長・崔圭夏大使会談」（1728）、「韓国側希望と日本側方針（昭和39年10-12月）」（1786）、「日韓国交正常化交渉の記録 総説九」（1882）などに新たな開示情報が含まれている。これらの情報に共通することは、竹島・独島問題について、韓国側が「ICJには共産国代表もいること、北鮮〔ママー引用者中〕が裁判上の利害関係人として参加する権利を認められる可能性あること等より」（1127、36頁）国際司法裁判所への付託に同意できないとしている点である。日本側が韓国側の交渉姿勢をこのように判断したことはあまり知られていないという点では価値のある情報といえる。ただ、私たちの運動の核心に迫る情報とは言えない。

これに付言すると、2014年4月2日に再請求分のうち59文書について追加開示があったものの、それらは2013年11月までの追加開示の内容と同一であった。これらのことから、7月25日の東京高等裁判所での判決までに外務省が開示できる限界を改めて示したものだといえる。

次頁で2014年3月の追加開示内容の表を付したので、参照されたい。

2013.3-4 時のフォルダNo	元No	行政文書の名 称	作成年月日	前回 (2013.3-4)	今回	新たに開示された内容	重要な不開示内容
687	385	河合文庫中官 府記録目録	不明	不開示	開示	件名目録の内容。	
654-1	583	文化財保護委 員会本間氏との 会見報告	1952.2.18 -8.23	部分開示	部分開示	26頁「朝鮮版書籍目録」という題目のみ。 30-40頁、蓬左文庫所蔵朝鮮本目録の書名、刊・写の別、冊 数。	5頁人名 26頁「朝鮮版書籍目録」のデー タ。 27頁次11頁、国会図書館所蔵 朝鮮関係書名リスト。 30-40頁、史料の「評価見込、備 考」欄。
654-1	584	韓国関係文化 財調査に関する 打合	1953.5.20 -7.4	部分開示	部分開示	15頁「京都大学文学部陳列館所蔵韓国出土遺物」という表題。 18-27頁蓬左文庫目録の図書名、刊写年代、冊数。 42-46頁書院部図書寮韓国本目録。	15頁次4頁「京都大学文学部陳 列館所蔵韓国出土遺物」のリス ト。 18-27頁蓬左文庫目録の原 (内)蔵者および入手経路、備考
654-1	587	東洋文庫の所 蔵の韓国書籍 について	1955.4.26	部分開示	開示	3-79頁。河合文庫、米澤上杉家本邸、南葵文庫、米澤図書館 所蔵品目一覧。	
654-1	910	日韓国交正常 化交渉の記録 (竹島問題)	記入なし	部分開示	部分開示	196頁「竹島問題の国際司法裁判所付託と韓国の立場」の内 容。	7頁個人名。「竹島問題対策要 綱(案)」の内容。 11頁次1頁「竹島問題対策要領 (案)」の内容。 185頁「竹島問題処理方針」の 内容。 201-204頁日本側の見解か。 216頁後宮の回想。 217頁次頁朴正熙の発言など。 239頁後宮の回想。
654-1	1116	寺内文庫現状	1963.5.24	部分開示	部分開示	7頁衛夫人七書の内容。 18-23頁「寺内文庫図書目録」の内容。 26-44頁「山口県立女子短期大学図書館寺内文庫図書目録」の 内容。 97-152頁田川孝三による寺内文庫朝鮮本調査報告中の書名お よび簡単な紹介の一覧。 176-198頁寺内文庫(朝鮮本)目録一覧。	4頁山下寺内文庫司書の名前。 70頁「七書大全」の入手経路 か。 75頁史料の入手経路か。 157頁「衛夫人活字本」の入 手経路か。 165頁人名などか。
654-1	1127	日韓国交正常 化交渉の記録 (第7回会談の開始 と基本関係条 約案イニシヤア)	1964.12.10	部分開示	部分開示	36頁…「ICJには共産国代表もいること、北鮮が裁判上の利害 関係人として参加する権利を認められる可能性があること等より」	36頁竹島問題。ICJ提訴に応じ ない韓国側に対する対策か。 81頁韓国側の悪口か。
654-1	1165	日韓予備交渉 文化財関係会 合(第1~6回)	1963.2.11	部分開示	部分開示	87-95頁「河合文庫中官府記録目録」(京都大学付属図書館保 管)	17、32頁人名。
686-3	1518	日韓会談にお ける五議題	1957.3.18	部分開示	部分開示	7頁「四億円」。(大蔵省が支払い可能とした金額)	18-19頁AIDE-MEMOIRE on talking of the 28th May, 1953 のAおよびBの部の企業名(韓 国側資料ですすでに判明している 情報である)
687-2	1728	後宮アジア局 長・崔圭夏大使 会談	1963.7.1-1	部分開示	開示	11-12頁、崔圭夏大使の発言。「ただ韓国側としては、本件が国 際司法裁判所に付託される時は、北鮮も利害関係国として裁判 に参加することを要求する可能性強く、その場合には共産圏の 代表を含む国際司法裁判所はかかる北鮮側の要求を承諾する 可能性大にして、延いては国際司法裁判所において日・韓・北 鮮の三つどもえの争いとなるべく、このことは韓国側として絶対 に絶え得ざるところである。よって、韓国側としては、北鮮が介入 する可能性のない解決方式を必要とするわけである。」	
654-2	1786	韓国側希望と日 本側方針(昭和 39年10-12)	1964.10.27	部分開示	部分開示	59、71頁…「ICJには共産国代表もいること、北鮮が裁判上の利害 関係人として参加する権利を認められる可能性があること等よ り」	59、71頁竹島問題。ICJ提訴に 応じない韓国側に対する対策 か。
654-2	1882	日韓国交正常 化交渉の記録 総説九	記入なし	部分開示	開示	334頁また、最近に至って、韓国側は、国際司法裁判所付託に 同意できない理由につき、「同裁判所には共産圏の判事もおり、 北鮮が利害関係者として裁判への参加を要求する場合それが 実現するおそれもあるためである旨におわせている。」(1963年7 月9日付、「日韓各懸案の討議進捗状況」、アジア局)	

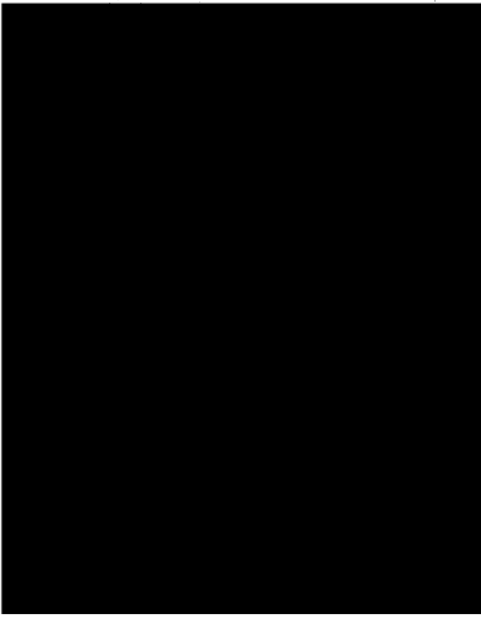
財務省(旧大蔵省の)日韓会談文書を巡って

事務局次長 李洋秀

当会は結成時から、外務省を相手に情報公開を要求し、裁判闘争を中心に活動をして来た団体なので、外務省以外の文書というと奇異に感じられる方がいるかも知れない。会が発足した2005年12年の「運動方針」にも、「韓国政府は日韓会談関連文書161件を全面公開した」のに「日本政府は文書非公開の立場を堅持し続けている」とある。しかしこれは、ある意味では正しいが、若干異なる側面もある。文書公開を求めて韓国で2002年10月ソウル行政裁判所に提訴し、一審勝訴から和解に応じて文書を初めて公開させた崔鳳泰(チェ・ボンテ)弁護士も、「これは外務部の文書だけで、大統領府や軍隊・警察・国家安全企画部等が関与する国家機密は含まれてない」と述べている。

日本でも日韓会談の文書は多岐にわたる。諸国際条約をはじめ、李ラインや漁民の拿捕問題なら農林水産省、海上保安庁、大村収容所の収監者名簿等法務省出入国管理局。文化財問題なら文部省文化財保護委員会や国立及び各種博物館、各大学図書館等。在日の法的地位及び民族教育・福祉問題なら地方自治体条令、厚生省福祉課、文部省学校教育課等。請求権問題なら大蔵省理財局や旧朝鮮総督府、厚生省引揚局、郵政省等関係まで、対象は幅広い。

当会は外務省を相手に文書公開を求めて2006年12月東京地裁に提訴し、「開示請求に対して1年8ヵ月も決定しないのは違法」という勝訴判決を2007年12月勝ち取った。結果、外務省は2008年5月まで1916のファイル、約6万頁を開示したのだが、韓国とは大きく異なり、日本側の開示は23の完全不開示ファイルを含む約4分の1に当る549文書があちこちで墨塗りされていたり、不開示部分が何十頁にも及び、とても開示された評価できるものではなかった。(次頁写真参照、文書1355の表紙。追加開示されても、この有様)



墨塗り部分の開示を求めた3次訴訟は2011年10月、東京地裁でおよそ7割の不開示対象文書の開示を命ずる画期的な判決が下された。しかし外務省は判決を不服として一部控訴し、この7月25日には東京高裁で判決が下される。

そして当会は今年の1月26日、財務省が保管している日韓会談文書の開示を新たに請求した。財務省は3月28日付で22のファイルを開示して来たが、今度は逆に外務省の北東アジア課が作成した会議録である。これらは既に外務省から開示

次頁以下 31頁 不開示

されているものと完全に同じだった。ただ1961

年12月から翌年3月の間に開かれた「第6次日韓全面会談の一般請求権小委員会第7、8、10回会合」は、外務省のものは墨塗り部分がまだ残っているのに比べて、財務省はその墨塗り部分を全て公開して来た。その隠されていた内容とは「日本側供託金は軍人軍属を含み1億円位であるが、金額については必ずしも自信がない」という供託金の金額や、国籍条項で「軍人恩給は支払えない」とか、軍属について「いわゆる未復員者給与法による支給以外には考慮できない。」等、特に目新しいものはなかった。恩給関係で検討対象になるのは、「国庫負担のものは、一般文官、公立学校職員、刑務官、朝鮮総督府巡查、同道巡查及び公立初等学校職員であり、地方費支弁のものは、朝鮮総督府道消防手、朝鮮地方待遇職員令による職員、地方費支弁の文官、道吏員及び府吏員である。」等だが、これを見て財務省が「積極的に情報公開に踏み切った」とか、今までにない「新たな発見」と喜ぶ訳には行かない。既に上の判決以降、外務省は多くの墨塗り部分を開示して来ており、この部分を隠す意味も価値もないのである。財務省の担当者は、外務

省が未だ墨塗りし続けている事実すら、把握せずに開示したのであろう。単なる縦割り行政の弊害が、このように表れただけのことだ。

問題は1963年6月大蔵省理財局外債課作成の『日韓請求権問題参考資料(第一～四分冊)』である。外務省の日韓会談文書には含まれず、国立公文書館で題名だけ開示されたまま、永い間一切「非公開」だったこの文書は、韓国側の『対日8項目請求権』に対して大蔵省と外務省が金額や根拠を独自に検討し、日本側の計算を出したものである。日韓会談文書の中で最も重要な、ある意味では決定的と言えるものが、初めから外務省のリストから抜けていること自体が、大問題だ。この文書に対して多くの人が閲覧請求をした結果、公文書館は徹底的に多くの場所を墨塗りした後、第二～四分冊の一部閲覧許可が出た。でも大事な所は全部隠されているので、その内容が何なのか皆目見当がつかない。また万が一、全て明らかになったとしても、50年以上も前に大蔵省と外務省が計算した数字が、現在の日韓・日朝関係に何か影響を与えるのか、不思議でならない。

この墨塗りに対する異議申立に対して内閣府大臣官房公文書管理課は、既に市中に出回っている資料の入手経緯や犯人を捜しだそうと、「特定秘密保護法」を先取りする対応で臨んで来た。文化財の目録等判決を控えて控訴人(国)が控訴審の争点すら取下げ、どんな判決が出るか未だ五里霧中の中、日本で情報が公開されるのは何時の日か? 何とも暗澹たる気持ちにさせられるニュースだ。

日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表：太田 修 田中 宏 吉澤 文寿

(事務局)

160-0004 東京都新宿区四谷3-3 エスパスコンセール4F

J & K 法律事務所気付 TEL : 090-9204-7607 FAX : 03-5241-9906

E-mail : nikkanbunsyo2012@yahoo.co.jp

HP <http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/>